

121. イタリア

イタリア民法では1180条1項が、「何人も債権者の意思に反しても他人の責任を免れさせることができる。ただし、債務者自身が債務を弁済することについて債権者が利益を有する場合はこの限りでない。」旨を定めている。しかしながら、債務者が債権者と共に異議を述べるときは、債権者は第三者による債務の弁済を拒絶することができる。通説によれば（まったく異論がないわけではないとしても）、弁済は法律行為を構成するとみなされている。⁵⁰¹それゆえ、第三者が弁済を行う際に他人の債務を弁済していると知らなかった（という比較的稀な）場合には、弁済者は、債権者に対して、2036条（主観的に存在しない債務の弁済）により行った弁済の返還を債権者に対して請求することができる。⁵⁰²これとは対照的に、弁済者が他人の債務を弁済する意図であった場合（あるいは弁済義務を負っていた場合）において、1201条以下の要件が充たされたときは、弁済者は債権者に対してその権利を自らに代位させるよう求めることができる。第三者が債務者との関係で弁済をする債務を負っていないのに弁済をおこない、第三者が贈与の意思 *animus donandi* なく行動したときは、事務管理の規定もしくは不当利得を規律する規定により、債務者に対して[求償]訴訟を起こすことができる。第三者が「債務者の誘因 *invito debitore*」により弁済をしたという事実により事務管理者となりえないときに、不当利得返還請求権が生じる。⁵⁰³

k

122. オーストリア

オーストリア法では、他人の債務の弁済による免責を理由とする求償は、民法1042条により規律されている。通説によれば、同条は、他人の財産に対する出費を理由とする原状回復（費用利得返還請求権。1041条。上記C87を参照）の特別な例とされている。⁵⁰⁴しかしながら、他人の利益を促進する意思で弁済が行われた場合、1035条（事務管理）が適用される。1042条が適用されるのは、当事者が弁済受領者の利益を意図して弁済した場合である。⁵⁰⁵他人の財産に対する出費を理由とする1042条の原状回復請求権と他人の債務の弁済を含む非債弁済とを区別する最も重要な基準は、前者には錯誤も無効な意思も必要ではない、ということである。⁵⁰⁶しかしながら、1042条に基づく請求権は、無数の特別の法規定（たとえば1422条）や法定の権利移転 [=代位]⁵⁰⁷により排除されている。1042条が出費を理由とする償還請求権を認めるのは、他人が「法により支出しなければならない義務を負う」場合に、その他人（利得者）のために自らの資金を出捐した人に対してである。この文言を超えてこの権利が認められるのは、「制定法上の」債務の弁済消滅を含む事例

501 さらに、*Alpa and Mariconda*, Codice civile commentato IV, note II under art.1180, p.32を参照。

502 Cass. 3 August 1946, no.2146, Foro it. 1950, I, 33; *Breccia*, Le obbligazioni ,443.

503 *Cannata/Prosperetti/Visintini*, L'adempimento delle obbligazioni I², 98-99; *Di Majo*, Dell'adempimento in generale, 72.

504 *Koziol and Welser*, Bürgerliches Recht II¹², 263.

505 *Huber*, JBl 1985, 531, 533.

506 *Rummel (-Rummel)*, ABGB I³, §1042 no.1.

507 1つの見解として、*Rummel* loc. cit. を参照。GH 4 April 1968, SZ 41/39も参照。

だけではなく、契約上の請求権を含む事例にも及ぶ。この問題解決方法は、契約上の請求権も究極は制定法に由来するとの考え方に基⁵⁰⁸づいている。1042条の原状回復請求権の要件は、給付を行った当事者が債務者の責任を弁済消滅させる意思（いわゆる償還請求の義務を負わせる意思 *animus obligandi*⁵⁰⁹）で行動し、結論的に贈与意思を欠いていたことである。債務者が、原状回復請求権の障害となる贈与の意思をもって当事者が行為したことを証明しなければならないのである。1042条がとりわけ実践的な重要性を有するのは、扶助義務との関係である。扶助義務者の代わりに第三者が扶助料を支出したとき、（扶助を請求できる者の請求権が譲渡されていたのでないとする[訳注：任意代位を意味しているようである]）1042条により扶助義務者に対する原状回復請求権が生じるであろう。

167 123. ポルトガル

ポルトガル法では、民法477条と478条が、他人の債務の弁済による消滅を規律している。両条は、主観的な非債弁済 *ex latere solventis* に関係している。それゆえに、錯誤がこうした原状回復請求権の要件である。非債弁済 *pagamento do indevido* の基礎にある3つの核心的規律は、476条・477条・478条の体系にそって構成され、この構成物は、今度は、原因のない利得の一般型の特例 *caso particular da figura geral do enriquecimento sem causa* と考えられている⁵¹⁰。477条は、弁済者が自らを債務者であると誤信し、その錯誤が宥恕されうるものとされる場合の他人の債務の弁済を規律する。この場合には、弁済者は非債弁済の返還請求権 *direito de repetição* を主張することができる。ただし、弁済者が錯誤によって弁済したことを債権者が知らず、債権証書や担保を放棄したり、債務者に対する債権が消滅時効にかかったときはこの限りでない。言い換えれば、受領者は善意でなければならず、債務者に対する債権をもはや強制できない危険にさらされてはならないのである⁵¹¹。[例外に当たる場合には]、受領者に対する弁済者の原状回復請求権はもはや訴求できず、その代わりに、弁済者は債務者に対する債権者の権利に代位する⁵¹²（593条と結びついた477条2項）。478条は、第三者に対する他人の債務を、債務者に対する自らの責任を果たすものと誤解して弁済により消滅させた者の場合に関する。この場合には、弁済者は受領者に対する原状回復請求権を主張することができないが、このようにして責任を免れた債務者に対して得た利得の引渡しを求めることができる。

124. ドイツ

ドイツ法では、債務者を債務から解放する効果を有する給付を債権者に対して行った弁済者による求償は、特別の制定法上の広範な救済規定によって処理される。たとえば、

508 *Koziol and Welser* loc. cit. 263; OGH 31 January 1990, JBl 1991,127; OGH 26 February 1996, SZ 69/40.

509 この点についてはさらに、October 1970, SZ 43/175 and OGH 14 November 1990, SZ 63/202 = JBl 1991, 309, note *Apathy*を参照。

510 *Pires de Lima and Antunes Varela*, Código Civil Anotado I⁴, 462, note 1 under art.476.

511 *Gomes*, Conceito de enriquecimento, 521.

512 STJ 11 May 2000, CJ (ST) VIII (2000-2) 54 を参照。

明確な制定法上の規定の対象である法による債権の移転すなわち法定代位 *subrogation*、連帯債務者間の求償の規定、および事務管理法である。ここに指示した求償の仕組みとの繋がりでは、民法812条1項1文後段の不当利得返還請求権も考慮されうるが、他の請求権に対して補充的であり、例外的な場合にのみ前面に登場するにすぎない。⁵¹³

125. ギリシア

ギリシア法では、第三者の負う債務の弁済による消滅に関連して原状回復請求権が生じるかという問題は、三当事者関係における給付の返還につき発展した準則に合わせて判断される。⁵¹⁴ 他人の債務の弁済が意図的に行われたか錯誤によるものかですまず区別がされる。錯誤弁済には、たとえば、表見相続人が死者の財産が負う債務を弁済した場合や、無権代理の本人が代理契約が無効であることを認識せず〔表見的な債務を〕弁済した場合を含む。⁵¹⁵ こうした場合に他人の債務を弁済した者は、その弁済が債務を消滅させれば、
168 真の債務者に利得をさせたことになる。この場合、弁済者が利得返還債権者で、(弁済受領者ではなく) 弁済により消滅した債務の債務者が利得返還債務者である。なぜならば、弁済受領者は受領した弁済を求める権利を有していたからである。弁済が債務を消滅させる効果を持たなかったとすれば、真の債務者は利得しておらず、弁済受領者のみが利得していることになる。結果的に、弁済受領者が利得返還請求権の被告となる。⁵¹⁶ これは対照的に、他人の債務の弁済が任意に(かつ錯誤なく)行われたときは、弁済者は、真の債務者に対する原状回復請求権を主張することができる。ただし、弁済が贈与の意思で行われたか、債務者に対して負う法的義務の履行として行われた場合はこの限りでない。⁵¹⁷

513 さらにたとえば、*Medicus, Schuldrecht II*¹², no.719 を参照。

514 *Georgiades and Stathopoulos (-Stathopoulos)*, art.904, no.75.

515 *Stathopoulos* loc. cit.

516 *Stathopoulos* loc. cit.

517 *Stathopoulos* loc. cit. no.77.